

東京農業の確立に関する要望

東京の農業は、農業者の努力によりそれぞれの地域環境に適応した多彩な農業経営が展開され、新鮮で安全・安心な食料や潤いをもたらす緑等を供給するとともに多様な機能を持つ貴重な農地を維持しており、地域住民にとって無くてはならない役割を果たしている。

東京農業を将来にわたり維持するためには、規模の大小や経営部門にかかわらず、生産に努力している家族経営を幅広く重要な担い手として位置付ける支援策を確立するとともに、農地の保全を可能にするような法制度の整備を早急に行う必要がある。

よって、政府・国会におかれては、かけがえのない東京農業を守り発展させるため、下記事項の実現に向けて積極的に取り組むよう、ここに強く要望する。

記

1. 地域農業の振興

(1) 農業振興地域等の担い手支援と農地確保対策の推進

農業振興地域や市街化調整区域において農地が十分に活用され、農業生産が将来にわたって安定して行われるよう、担い手を確保し経営の円滑化がはかれるよう支援施策を拡充すること。

(2) 農業生産の維持に向け直接支払を行う政策の確立

日本型直接支払制度については、農地等の保全がそれぞれの地域で果たしている機能と役割を重視し、都市およびその周辺の地域や離島など多様な地域農業の維持・発展に対する支援となるよう改善すること。なお、農地維持支払および環境保全型農業直接支援については大幅に増額するとともに、資源向上支払について対象地域を拡大すること。

(3) 農地の譲渡にかかる特例措置の要件緩和と控除額の増額

農業委員会のあっせんなどにより農地を農地として売り渡した際の譲渡所得に対する特別控除について、市街化区域も含め対象地域を拡大するとともに控除額を5千万円に増額すること。

(4) 再生可能エネルギー設備の導入に対する支援

近代化をはかる農家の経営改善を後押しするため、農家が畜舎、作業場、加工施設等の農畜産施設を整備する際、あわせてバイオマスや太陽光発電など再生可能エネルギーを生み出す設備を積極的に導入できるよう支援施策を創設すること。

(5) 山村・離島振興のための施策の拡充

山村・離島地域の振興と農業生産基盤の強化をはかるため、農山漁村の活性化に関する事業および島しょの農業振興について必要な関係事業を継続するとともに、支援を拡充すること。

2. 担い手の育成・支援対策の確立

(1) 認定農業者の経営改善を後押しする支援施策の拡充

意欲ある担い手を確保するため、認定農業者制度を担い手対策の基本とし、認定農業者が農業経営改善計画を達成するための必要な支援を拡充すること。

(2) 農業後継者の育成・支援

地域農業の未来を担う農業後継者を確保するため、後継者支援対策の抜本的な改正を図ること。さらに、後継者が安心して就農し新たな農業に意欲的に取り組むためには就農当初の所得確保が重要であることから、青年就農給付金における親元就農者への支給要件を緩和して対象者を大幅に拡大すること。

3. 農業委員会の体制強化と農地台帳公表に関する慎重な対応

(1) 農地台帳の公表に関する慎重な対応

農地法の改正により農業委員会は農地台帳および農地に関する地図を公表するよう定められたが、公表する項目やその方法いかんによっては農地の権利等をめぐり新たな紛争を助長することが懸念される。そこで、農地中間管理事業の対象とならない地域は公表対象から除外することや農地一筆ごとの賃借料情報は非公表とすることなど、現場の実態を把握している農業委員会系統組織の意見を十分に踏まえて政省令を定めること。

さらに、改正後において個人の権利利益を害する事例や法の趣旨に沿わない目的での情報利用等が発生した場合には、問題の大小にかかわらずすみやかに対応し改善をはかること。

(2) 農業委員会組織の体制強化

地域の「土地と人」を熟知した農業委員会は担い手と農地を結ぶ架け橋としての重要な役割を持ち、多方面にわたる活動を展開している。地域の農業生産を確保し環境を守るため、その組織強化に必要な体制整備を行うこと。

また、都市地域や山村・離島において農地保全や地域農業の振興に果たしている重要な役割を踏まえ、農業委員会の必置規制を堅持すること。

4. 災害からの復興に対する支援

(1) 大島町における災害からの復興支援

台風 26 号による土砂災害を被った大島町に対し、地域農業を中心とする産業の活性化を重視した積極的な復旧・復興支援を行うこと。

(2) 原子力発電所事故に伴う農産物等の放射性物質汚染への対策

福島第一原子力発電所事故により発生した放射能汚染に対しては、風評被害を含めた全ての被害に対し誠意ある対応と確実な賠償を行うこと。

5. TPP交渉とEPA・FTA交渉への慎重な対応

(1) TPP交渉における関税撤廃への反対

関税撤廃の例外措置を認めないTPP（環太平洋連携協定）が締結されれば、国内の安定した食料生産と国民の食の安全・安心が大きく損なわれることは明白である。食料等の関税撤廃を受け入れることは容認できず、国益を損なうことが明らかとなった場合は即座に交渉から脱退すること。

(2) EPA・FTA交渉への慎重な対応

現在交渉中、または今後交渉に向けた準備が行われている各国とのEPA・FTA交渉については、国内農業に対する十分な配慮に基づいた慎重な交渉を進めること。

6. 食の安全・安心の確保と地産地消の促進

(1) 地産地消の推進

安全で安心な消費生活を求める国民の期待に応えるとともに、地域農業の維持・発展をはかるため、食料や花、緑化木等の地産地消を促進する施策を強化すること。

(2) 国産農産物の利用促進

国産農産物を利用し日本型食生活を続けることが健康にも環境にもやさしく、ひいては日本農業の支援と食料自給率の向上にもつながることについて、国民の間に理解を広げる取組みを一層強化すること。

(3) 安全・安心の農産物に対する適正な価格形成

科学的な根拠のもと農薬の使用を削減した農業が行われている東京産農産物の安全性について国民への啓発を行うとともに、農家の努力や生産コストに見合う価格が形成されるよう有効な対策を講じること。

(4) 食農教育の推進

食農教育に取り組む自治体の施策を後押しするため、地域で活動する農業者や団体等に対し必要な支援を行うこと。

7. 物納農地の管理徹底

物納農地については除草等の管理を徹底するとともに、未利用の土地は地域と連携して公的利用や農業者への貸付など有効活用を積極的に進めるよう、関係省庁の協議・連携を行うこと。

8. 国有農地の早期解消

残存する国有農地の存在は農地の貸借に対する啓発にとって大きな阻害要因となっている。よって、現存する国有農地については売り払い先を拡大するとともに、農耕貸付されているものは農業目的に、それ以外は目的に応じた売り払いを早急に行い、その解消を進めること。

9. 動植物に対する防疫体制の強化

(1) ウメ輪紋ウイルス対策の強化

ウメ輪紋ウイルスの緊急防除については、徹底した調査を行い早急かつ確実に根絶すること。また、伐採処分が行われた後の農業生産の再構築に対し積極的な支援を行うこと。

(2) 鳥インフルエンザおよび口蹄疫に対する防疫体制の強化

発生すれば畜産経営に甚大な損害を与える鳥インフルエンザや口蹄疫について、防疫体制を強化すること。また、感染防止の方策や、発生した際の対応等について生産者や自治体、関係団体等への指導を徹底すること。

10. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣の被害が拡大するとともに、その種類も増加し、遊休農地が増加する大きな要因となっている。このような有害鳥獣は区市町村や都道府県単位ごとの解決が難しいことから、迅速かつ的確な対応がはかれるよう農政局を単位として、駆除を含めた抜本的な対策を講ずること。

11. 山林・平地林の保全対策の推進

(1) 国産木材・間伐材の利用推進

山林の荒廃を防止するため、農業用暖房などにも活用可能な間伐材の利用を積極的に普及・推進すること。また、国産木材の幅広い活用方法を開発し、利用の拡大を推進すること。

(2) 山林・平地林の相続税軽減

都市住民に潤いを与え、水の循環や生態系の保全に大きな役割を果たしている山林・平地林について、相続税軽減措置を講ずること。

平成26年2月27日

第55回 東京都農業委員・農業者大会